

先端研究設備整備補助事業
(研究活動再開等のための研究設備の
遠隔化・自動化による環境整備)
公募要領

令和2年5月

文部科学省

科学技術・学術政策局研究開発基盤課

<目次>

1 . 事業の趣旨・目的	1
2 . 事業の概要	1
(1) 対象事業	
(2) 対象機関	
(3) 補助要件	
(4) 事業期間	
(5) 事業の評価	
(6) 補助対象経費	
3 . 選定方法等	3
(1) 選定方法	
(2) 審査の観点	
(3) 審査結果の通知	
4 . 採択件数、事業規模	5
5 . 提案書類の作成・提出方法	5
(1) 提案書類の様式	
(2) 提案書類の作成	
(3) 提出方法	
(4) 提案書類の提出先及び提出締切	
(5) 留意事項	
6 . スケジュール及び公募説明会	7
(1) スケジュール	
(2) 公募説明会	
7 . その他	8
(1) その他の重要事項	
(2) 問合せ先	

【提案書類の様式】

様式 1 先端研究設備整備補助事業 公募申請書

様式 2 先端研究設備整備計画

様式 2 別添 遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器(詳細)

1. 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大学等の学生や研究者の入構が制限されており、研究活動に大幅な制約が生じています。こうした制限の長期化により、研究設備・機器を使用してチームで実験等を行う研究者への大きな負担が顕在化しています。研究設備・機器の安定的な維持・提供も危機的な状況です。学位取得を目前に控えた修士・博士課程の学生、ポストドクターや任期付の若手研究者の研究活動が停滞し、将来が見通せない状況になることを防ぐためにも、「3つの密（密閉、密集、密接）」を防ぎつつ、早期に研究活動を再開・継続できる環境を整備する必要があります。

このため、研究者からのニーズの高い、各大学等が現在保有している共用研究設備に対して、遠隔利用や実験の自動化を推進するための設備・機器の追加等（既存の研究設備の高度化等）を支援することで、学生・教職員等を新型コロナウイルス感染症の脅威から守りつつ、研究活動の円滑な実施を図ります。既存の研究設備の遠隔利用・自動化等を早期に実現することで、当該研究設備が設置されている現場への滞在を最小限としつつ、研究活動の早期再開・継続に資することを期待します。目下の「with コロナ」下の制約の改善に資するものであることを第一に考慮の上、「after コロナ」下の効率的な研究の実施にも資する提案を期待します。

なお、提案にあたっては、文部科学省が令和2年5月14日に公表した「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」も参照してください。

URL : https://www.mext.go.jp/content/20200515_mxt_kouhou02_mext_00028_01.pdf

（留意事項）

本公募は、令和2年度第二次補正予算の成立を前提として実施します。国会における予算審議の状況によって、事業内容や事業予算を変更する場合があります。

2. 事業の概要

（1）対象事業

本公募では、研究者からニーズの高い、各大学等が現在保有している共用研究設備に対して、その遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器の追加等（既存の研究設備の高度化等）を補助対象とします。

（2）対象機関

補助対象機関は、以下のア)・イ)のいずれかに該当する国内の機関とします。

ア) 大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。)

イ) 大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)

なお、本事業では、複数の機関による共同提案及び研究者・職員個人による提案は対象としません。

また、応募する機関は、以下の要件も満たす必要があります。

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 補助要件

以下の全てを満たすことを補助要件とします。

共用体制：産学官への高い共用実績を有するなど、共用の仕組みを既に導入しており、幅広い若手研究者等の研究環境の改善に向けて、速やかに運用を開始する体制が整備されている機関の提案であること。共用研究設備の管理体制が明確であるとともに、利用者から適正な対価を徴収することや機関内で経費を措置することで、長期的かつ計画的に、運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあること。

利用ニーズ：研究継続に支障が生じている修士・博士課程の学生、ポストドクターや任期付の若手研究者等からの高い利用ニーズがあり、幅広く利用できる共用研究設備の機能強化であること。整備する設備・機器の十分な運用機会が見込まれること。

即効性：早期に執行・導入し、遠隔利用・自動化が可能であること(研究設備等が設置されている場所へのアクセス等の制約が継続する中でも、早期に研究環境の改善を図ることが可能であること。)

(留意事項)

- ・ 提案する設備・機器の整備について、令和2年度当初予算など他の予算制度を通じて申請等を行っていないこと。ただし、特段の事情により、現時点で複数の制度への申請を検討中の場合には、必ずその旨を様式2の備考欄に記入すること。適切に記入されていない場合は審査結果の無効や交付取消しとなる場合があります。
- ・ 補助事業者には、令和3年度以降の本事業の補助金の有無に関わらず、共用開始後3年以上は確実に共用の実施を求めます(「2.(5)事業の評価」のとおり、整備された設備・機器に係る情報やその運用体制等の報告を求めます)。
- ・ 機関内の学生・研究者はもとより、地域の他大学・企業等の利用者への共用を強く期待します。

(4) 事業期間

交付決定日～令和3年3月31日まで

事業期間に限らず、早期に執行・導入する必要があることに留意すること。

(5) 事業の評価

本事業により遠隔利用・自動化を可能とした共用研究設備の整備状況・共用状況については、文部科学省において、事業期間内及び3年後及び5年後を目途に、フォローアップを実施します。事業者は、後述の先端研究設備整備計画(様式2)に対する実施状況報告書を、遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器が整備された際などにおいて、文部科学省に提出してください(必要に応じ、文部科学省によるヒアリングを実施します)。

なお、フォローアップ結果等については、公表する予定です。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、設備整備費(補助事業者が資産として取り扱うものを取得、製造又は効用を増加させるための経費)のみ認められます。なお、研究者からニーズの高い、各大学等が現在保有している共用研究設備・機器に対して、その遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器の追加等(既存の研究設備の高度化等)に係る設備整備費であることが前提になります。

3. 選定方法等

(1) 選定方法

外部有識者からなる審査委員会において審査を行い、その審査結果に基づき文部科学省が選定します。審査結果等を踏まえ、必要に応じ計画の見直し等を求めることがあります。

審査は、全ての提案について書面審査を行います。審査の過程で、必要に応じて、追加資料の提出等を求めることがあります。

追加でヒアリングが必要と判断された提案についてのみ、ヒアリングを実施します。ヒアリングを実施する場合、時間・場所等については、提案書類に記載されている事務連絡担当者を通じて連絡します。ヒアリングの際は、提案書類に加え、別途、パワーポイントによる資料を用いることを可能とします。

審査は非公開で行われ、提案機関との利害関係を配慮して担当委員を決定します。

< 利害関係の範囲 >

申請者の申請書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合

審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 審査委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合
 審査委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 審査委員自身と申請者との間に、過去5年以内に取引があり且つ申請者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 審査委員自身が、申請者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 その他、申請者（申請者が法人の場合はその役員、その他申請書の中の提案代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

(2) 審査の観点

「2.(3) 補助要件」を満たしていることを確認した上で、以下の各観点に従って審査を行います。

要件	評価項目	評価の観点	様式
必須要件	共用体制	(補助要件) 産学官への高い共用実績を有するなど、共用の仕組みを既に導入しており、幅広い若手研究者等の研究環境の改善に向けて、速やかに運用を開始する体制が整備されている機関の提案であること。共用研究設備の管理体制が明確であるとともに、利用者から適正な対価を徴収することや機関内で経費を措置することで、長期的かつ計画的に、運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあること。	2
	利用ニーズ	(補助要件) 研究継続に支障が生じている修士・博士課程の学生、ポストドクターや任期付の若手研究者等からの高い利用ニーズがあり、幅広く利用できる共用研究設備の機能強化であること。整備する設備・機器の十分な運用機会が見込まれること。	2
	即効性	(補助要件) 早期に執行・導入し、遠隔利用・自動化が可能となる設備であること(研究設備等が設置されている場所へのアクセス等の制約が継続する中でも、早期に研究環境の改善を図ることが可能であること。)	2
加点要素	事業の実施効果	<ul style="list-style-type: none"> 本事業で遠隔利用や自動化を図る共用研究設備等を用いて、学位取得を控えた修士・博士課程の学生やポストドクター、任期付若手研究者等への支援効果が期待されるか。 機関内の学生・研究者はもとより、地域の大学等の利用者への共用の取組が図られているか。 	2

(留意事項) 下記も考慮します。

- ・ 地域性(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく自粛要請等の措置による制約の影響、補助対象となる大学等の地域バランス)
- ・ 遠隔利用や自動化を図る研究設備のバランス(対象となる設備、利用者層等)

(3) 審査結果の通知

審査終了後、すべての申請に対し、採択又は不採択の結果を通知します。なお、審査の途中経過についての問合せには応じられません。

4. 採択件数、事業規模

事業総額は21億円です。採択件数は21件程度、事業規模は1件当たり1億円程度を想定しています。

本公募は令和2年度第二次補正予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては、事業内容及び事業予算を変更する場合があります。

審査において、整備する規模の見直し等の改善意見が出された場合、交付決定時において、支援規模等も含め、改善意見を反映させた決定を行う場合があります。

5. 提案書類の作成・提出方法

(1) 提案書類の様式

提案書類の様式は、提案様式1、提案様式2及び提案様式2別添から構成されています。

文部科学省のホームページ(https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00056.html)から、提案書類の様式(Word、Excel)をダウンロードすることができます。

提案書類の全ての様式について、電子ファイルを用いて、日本語で作成、記述してください。

提案書類には通し番号(表紙から1/とし、以降2/、3/とする通しページ、には総ページ数を記入)を中央下に必ず打ってください。ただし、添付資料は除きます。

(2) 提案書類の作成

以下の書類を提出してください。

- ・先端研究設備整備補助事業公募申請書【様式1】
- ・先端研究設備整備計画【様式2】 3ページ以内
- ・遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器【様式2別添1】 遠隔利用や自動化を図る既存の共用研究設備1件ごとに作成すること。なお、各件1ページ以内で作成すること。

・推進体制・スキーム等図示が必要なものについての補足資料【様式2別添2、任意様式、A4】 2ページ以内、パワーポイント等を用いること。

）提案書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とならないことがあります。また、採択後においても採択を取り消すことがあります。

）公平な審査を行うため、一度提案書類を提出した後の修正（差し替え含む）は、一切認めません。

）提案書類は、補助事業者の選考に関する資料として使用します。提案内容に関する秘密は厳守します。

（3）提出方法

提案書類の提出は、以下のとおり電子メールに添付することで行うものとします。

）メールの件名（Subject）には、「（機関名）先端研究設備整備補助事業申請」とすること。なお、電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負いません。

）提出書類は全て1つのZIPファイルに格納し、電子メールに添付する際のファイル名は、「（機関名）先端研究設備整備補助事業申請」とすること。

）提出する電子ファイルの形式については、様式と同じもの（Word、Excel）とすること。加えて、罫線等のズレを防ぐため、提案書類を一まとめにしたPDF形式のファイルも提出すること。

）添付ファイルの容量が大きく、メールが届かないおそれがある場合は、複数のメールに分割して送信するなどの工夫をすること。

）受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。

（4）提案書類の提出先及び提出締切

）提案書類の提出先

〒100 - 8959

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部科学省科学技術・学術政策局 研究開発基盤課

E-mail: kibanken@mext.go.jp 連絡の際は、「@」を一つ削除すること。

）提出締切

令和2年6月18日（木）17時 必着

（当日17時までの送信記録のあるもの）

(5) 留意事項

) 所属機関の同意

実施責任者は、本事業に提案するまでに、以下について、所属機関の同意(所属機関の長(例:大学の場合は学長、高等専門学校の場合は校長など)又は権限委任された者の同意)を得ておく必要があります。

- ・ 補助事業を当該所属機関の業務の一部として行い、所属機関の長が提案様式1の申請及び補助金交付申請を行うこと
- ・ 当該所属機関以外の者が当該所属機関の研究施設等を使用すること
- ・ 補助事業の実施に際し、当該所属機関が経理事務等を行うこと

) 重複申請の制限等

1 機関1件までの申請とします。

原則として他の補助金との重複受給は認められません。ただし、他の補助金と本事業の対象経費を明確に区分できるものについては、その限りではありません。同様に、自己資金や外部資金を活用する際も、本事業の対象経費と明確に区分できるようにしてください。

また、提案書類の提出後に、他の事業に申請等を行った場合、あるいは、他の事業における採否の結果の判明等により、提案内容に変更が生じた場合は、遅滞なく本提案を含め申請等書類の提出先に報告すること。他事業の採否について虚偽の報告があった場合、本事業の採択を取り消すことがあります。

なお、文部科学省では、重複申請の制限等の調査に必要な範囲において、国又は独立行政法人の研究費助成制度等の担当者と必要に応じて情報交換を行うことがあります。

) 補助事業者への補助金交付額

補助金の交付額については、補助事業を実施するために必要となる経費等を算定し、予算額の範囲で決定します。

) 補助事業の考え方

補助事業者は、採択後、補助金の効果的・効率的な利用に努めることとします。

6. スケジュール及び公募説明会

(1) スケジュール

公募開始	令和2年5月28日(木)
公募説明会	令和2年6月4日(木)14時
公募締切	令和2年6月18日(木)17時(必着)
審査	令和2年6月中旬～7月上旬
採択決定	令和2年7月上旬

(以降採択された提案の事業者のみ)

交付申請

令和2年7月上旬

交付決定、補助事業開始

令和2年度第二次補正予算成立後

(2) 公募説明会

公募説明会を、6月4日(木)14:00からWeb会議システム(ZOOM)を活用して実施します。出席を希望する場合は、6月3日(水)16:00までに、出席者(1機関当たり、2名まで)の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを、kiban ken@mext.go.jpまで電子メールにて連絡してください(連絡の際は、「@」を一つ削除すること。受領については通知しないものとします)。なお、公募説明会に出席しない場合でも、本事業への提案は可能です。

7. その他

(1) その他の重要事項

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による研究活動の停滞の改善に資するよう、できる限り早期の導入に留意ください。

本補助事業は、繰越明許費として登録しておりません。遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器の調達期間や納期を十分考慮のうえ提案してください。

なお、交付決定後に生じた避け難い事故(例えば、暴風、洪水、地震等の異常な天然現象など)のため、年度内に完了しない見込みとなった場合には、事故繰越し(財政法第42条ただし書)として、文部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することがあります。

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、その日から1ヵ月を経過した日又は補助金の交付を決定した国の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書を提出するものとします。

「先端研究設備整備補助事業」は、「先端研究設備整備費補助金」による事業です。本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」及び「先端研究設備整備費補助金交付要綱」の適用を受けます。

競争参加者からの問い合わせ及び相談等にはホームページ等を通じて等しく周知し、公平・公正に対応します。

補助事業者は、本補助金の執行等について、会計検査院による会計検査、文部科学省による額の確定調査等に対応すること。

(2) 問合せ先

文部科学省科学技術・学術政策局 研究開発基盤課 担当者

E-mail: kibanken@mext.go.jp

連絡の際は、「@」を一つ削除すること。

なお、質問等の問合せについては、メールのみにて受け付けます。